

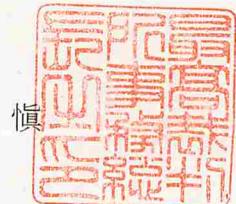
最高裁秘書第1622号

令和3年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

4月28日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習生相談窓口が、相談してきた司法修習生の非違行為を知った場合、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第1820号

令和3年6月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生相談窓口が、相談してきた司法修習生の非違行為を知った場合、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年5月6日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第16号

(2) 謝問日

令和3年6月7日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1821号

令和3年6月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

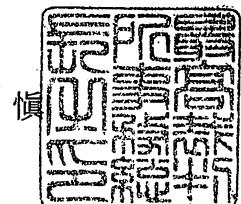
諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第16号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年6月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

司法修習生相談窓口が、相談してきた司法修習生の非違行為を知った場合、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、4月28日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出については、「司法修習生が司法修習生相談窓口に相談してきたことで、同窓口の担当者が司法修習生の非違行為を知った場合において、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書の最新版」と整理した。

なお、司法研修所事務局とは、司法研修所の事務局長（司法研修所規則第3条第3号）、事務局次長（同条第4号）、総務課、経理課、企画第一課及び企画第二課（司法研修所事務局分課規程第1条）を指すものと考えられる。

(2) 本件申出に係る文書の作成を義務付ける規範はない。また、司法修習生からの相談によって司法修習生の非違行為を把握した場合において、司法修習生相談窓口の担当者は、その内容等により、個別の案件ごとに対応することで、当該事務の遂行に何ら支障はなく、本件開示申出に係る文書を作成する必要性があると考えていないため、これを作成していない。

よって、原判断は相当である。